

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則31号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
身体障害者福祉法施行細則（昭和34年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（表示） 第 7 条 法第15条第 1 項の規定により指定を受けた医師（以下「指定医師」という。）は、指定医師である旨を<u>見やすい方法により</u>表示しなければならない。	（表示） 第 7 条 法第15条第 1 項の規定により指定を受けた医師（以下「指定医師」という。）は、<u>その業務を行う場所の見やすい箇所に</u>指定医師である旨を表示しなければならない。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。